様式第３（第６条関係）（平29経産令15・追加、令元経産令17・一部改正）

苦情等処理体制説明書

１．小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法

２．小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要

３．小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制図

備考　１　１．については、対応することができる時間帯も記載すること。

　　２　３．については、具体的な対応人員等も記載すること。

　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。